

事業実施の流れ

まずはお気軽にお問合せください！

●STEP1 相談の申込

右記の方法で相談の申込をしてください。
(申請・審査等の手続きはありません)



●STEP2 相談内容の確認

中央会職員が電話や面会等により
ご相談内容を詳しくお聞きします。

オンラインも可



●STEP3 支援内容の提案

中央会職員が相談内容に応じた支援内容
(専門家の選定等)を提案します。



●STEP4 専門家派遣

日程調整の上、専門家と中央会職員が
課題解決のために全力で支援します。

相談の申込方法

●FAX申込

下記「相談申込書」にご記入の上、
FAXしてください。
FAX. 058-273-3930

●電話申込

連携開発課(又は担当指導員)に
お電話してください。
TEL. 058-277-1103

※申込用紙は本会ホームページから
ダウンロード可能です。

<http://www.chuokai-gifu.or.jp/>

＼想定される専門家／

複数の専門家でもOK
(例：診断士×デザイナー)

中小企業診断士

総合的な経営改善支援や事業再構築の支援など

社会保険労務士

働き方改革やハラスメントに関する法規制対応など

税理士

消費税関連支援や資金調達に係る各種支援など

弁護士

民法改正による保証の新ルール適用への対応支援など

コンサルタント

事業継続力強化計画やHACCP対応の認定の支援など

デザイナー

商品開発やWeb・パンフ作成など販路拡大のための支援など

組合等チャレンジサポート事業 相談申込書 FAX.058-273-3930

団体・企業名：

代表者：

連絡担当者：

住所：

電話番号：

FAX番号：

e-mail：

業種：

相談項目

組合事業活性化
 コロナ対策関連
 働き方改革関連
 その他（

組合運営関連
 新分野・新商品関連
 事業継続力強化計画関連

組合設立関連
 IT・IoT関連

)

相談内容・
その他要望等

お困りごと等相談したい内容やその他要望等をお知らせください